契　約　書(案)

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と○○○○（以下「受注者」という。）とは、広島市立広島市民病院が行う心不全患者の循環動態を改善するための療法に使用するため、仕様書に定める二相式気道陽圧ユニット等（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　受注者は、この契約に定める条件に従い、受注者の所有物である機器を発注者が行う心不全患者の循環動態を改善するための療法の使用に供するものとし、発注者は、機器が生命維持装置でないことを十分に承知のうえ、機器を借り受けて、発注者の患者（以下「使用者」という。）に使用させるものとする。

（契約期間）
第２条　契約期間は、契約締結日から平成２８年３月３１日までとする。

（履行期間）
第３条　履行期間は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。

（賃貸料）
第４条　発注者と受注者の間において賃貸借する機器の契約対象物件、貸借料及び設置場所は、次表のとおりとする。

契約対象物件	賃借料（月額単価）	設置場所
院内使用の二相式気道陽圧ユニット一式	円 （うち消費税及び地方消費税の額　円）	広島市立広島市民病院
在宅療法の二相式気道陽圧ユニット一式	円 （うち消費税及び地方消費税の額　円）	使用者宅等

２　発注者が受注者に支払う賃借料の月額は、契約対象物件ごとの賃借料(月額単価)に当該月の使用台数を乗じて得た額を合算した額とする。

（契約金額予定総額）

第５条　この契約による契約保証金、違約金等の算定基礎となる契約金額予定総額は、　　　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額　　　　　　　　　　円）とする。

（賃借料の支払等）

第６条　受注者は、毎月末日に使用者の機器使用等を確認したのち、発注者に対して適法な支払請求書をもって賃借料の請求を行うものとする。

２　発注者は、前項に定める支払請求書を受理した日から起算して３０日以内に賃借料を支払うものとする。

（機器の発注等）

第７条　機器の発注は、発注者が所定の様式の指示書を受注者に提示することにより行うものとする。

２　発注者は、機器の使用者への引渡期日・場所を指示書に記載し受注者に指示しなければならない。

３　発注者は、使用者に対し、引渡期日の当日までに貸与される機器の保管場所を確保し、機器の受入準備を完了するよう指導するものとする。

（機器の引渡し等）

第８条　受注者は、機器の引渡しに当たっては、次の事項について責任をもって行うものとする。

(1) 発注者が指示した引渡期日及び場所に機器を搬入（機器の試運転を含む。）すること。ただし、天災地変などの事情により引渡しが遅延した場合においては、この限りではない。

(2) 使用者に、機器の取扱方法及び広島市立広島市民病院での定期的な受診が必要であることを説明すること。

(3) 使用者に故障時等の対応を説明すること。

２　受注者は、前項の作業が終了すると、機器貸与報告書を作成し、使用者の確認を得たうえで、発注者に提出すること。この報告書の提出をもって機器の引渡しが完了したものとみなす。また、受注者は、その写しを保管しておくこと。

３　発注者は、使用者が、主治医の処方及び別途受注者が使用者に手交する機器の取扱説明書に従い、正しく使用するよう指導するものとする。

（管理上の注意等）

第９条　発注者は、履行期間中、善良なる管理者の注意をもって機器を管

理するものとし、使用者の故意または重大な過失による機器の損傷については、発注者が責任を負うものとする。
２　機器の引渡し前に生じた機器の減少、滅失、毀損、変質その他一切の損害は、受注者の負担とし、機器の引渡後に生じたこれらの損害は、受注者の責に帰すべきものを除き発注者の負担とする。
３　発注者は、受注者が機器の使用及びその結果について、受注者の故意又は重大な過失によるほかは、その責に任ずるものでないことを承知し、使用者に機器を使用させるにあたり、使用者にもこの旨を承知させるものとする。
４　発注者は、故障又は停電等による機器の作動停止などについても、故障の修理に関する受注者の責任を除き、受注者がその責に任ずるものでないことを承知し、使用者に機器を使用させるにあたり、使用者にもこの旨を承知させるものとする。
５　機器に対する動産総合保険の付保及び保険料は受注者の負担とし、動産総合保険で補償される事故に対しては、発注者はその責を負わないものとする。

（機器の保守・点検等）
第１０条　機器の点検・調整に要する保守料は、受注者の負担とする。また、受注者は、定期的（機器の引渡完了後、原則として６か月毎）に点検及び部品交換を行い、機器を常に良好な状態に保たなければならない。
２　２４時間サポート体制で故障などに対応するものとする。
３　修理費・部品費・出張費用などは全て受注者の負担とする。

（所有権表示）
第１１条　発注者は、機器の所有権が受注者に属することを認識し、第三者から機器に関する権利の主張等が発生した場合においては、直ちに受注者にその旨を通知し、受注者の指示に従うものとする。また、発注者は、受注者から機器に受注者の所有権を明示する標示・標識等を表示したい旨の申し入れがあった場合においては、これを承認するものとする。

（禁止行為）
第１２条　発注者は、機器の使用に当たり、次の行為をしてはならない。
(1)　受注者の承諾を得ることなく、機器を第三者に譲渡し又は転貸し、若しくは担保に供すること。
(2)　機器の改造、加工等によりその現状を変更すること。
(3)　受注者の承諾を得ることなく、この契約に基づく権利又は地位を

譲渡すること。
２　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括下請負等の禁止等）
第１３条　受注者は、この契約の履行の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この契約の履行の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。
２　受注者は、前項の規定にのっとり、この契約の履行の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成８年４月１日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第１条の２第３号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。
⑴　広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成９年９月１２日施行）第６条第１項各号（第３号を除く。）、第６条の２第１項又は第６条の３第１項若しくは第２項（同要綱第６条の３第１項又は第２項の場合にあっては、同要綱第６条第１項第１号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
⑵　指名停止措置要綱第２条第１項又は指名停止措置要綱第３条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成１６年１２月１日施行）第１２条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの
⑶　暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和６２年１１月１日施行）第２条第１項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第２条第２項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第２条第３項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第４項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第２条第５項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

３　受注者は、前項第３号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
４　受注者は、前３項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第２項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（機器使用等に起因する損害）
第１４条　機器の設置、保管又は使用等、本機器を原因として第三者が損害を受けたときは、当該損害の原因が発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、受注者の負担においてその責めを負うものとする。

（談合行為等の措置）
第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
⑴　公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第２条第６項の不当な取引制限をし、同法第３条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第７条又は第７条の２の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
⑵　この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第８項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
⑶　その他この契約に係る入札に関して、受注者が第１号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
⑷　この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第１９８条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあ

っても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
３　受注者は、第１項各号のいずれかに該当するときは、契約金額予定総額の１０分の２（ただし、同項第４号に該当するときは、１０分の１）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
４　第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）
第１６条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
⑴　受注者の責めに帰する事由（受注者の資産信用が著しく低下した場合を含む。）により、正当な理由なく契約を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
⑵　第１３条第１項から第３項までの規定に違反したとき。
⑶　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
⑷　受注者が次のいずれかに該当するとき。
ア　警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
イ　下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
ウ　受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができないものとする。
３　受注者は、第１項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額予定総額の１０分の１に相当する額を、違約金として発注者の指定す

る期間内に支払わなければならない。

（解除後の処理）

第１７条　発注者は、前２条の規定によりこの契約を解除した場合は、解除の日までの賃貸借に相応する賃借料を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第１８条　契約保証金は契約金額予定総額の１０分の１以上とし、受注者がこの契約に基づく義務を履行したときは、返還するものとする。

２　契約保証金には、利息を付けない。

３　受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第１５条第１項及び第１６条第１項の規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

[契約締結の際、契約保証金の納付を免除する場合は、第１８条を置き換える。]

（契約保証金）

第１８条　契約保証金の納付を免除する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１９条　受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等をいう。第４項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、物件の設置又は維持管理（以下「物件の設置等」という。）に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と物件の設置等の時期に関する協議を行わなければならない。

４　受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

５　受注者は、前項の被害により物件の設置等に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と物件の設置等の時期に関する協議を行うものとする。

（損害賠償）

第２０条　受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者が認定するものとする。

（機器の返還）

第２１条　発注者は、契約期間が満了したとき、又は第１５条第１項及び第１６条第１項の規定によりこの契約が解除されたとき、又は使用者の治療上使用を中止若しくは終了すべきものと発注者が判断したときは、物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する経費は、受注者の負担とする。

（使用者宅への立ち入り等）

第２２条　受注者は、従業員が搬入、点検等のため使用者宅等に立ち入る場合は、あらかじめ発注者及び使用者の同意を得るものとする。ただし、緊急時等であらかじめ同意を得ることが困難な場合は、使用者の同意のみとする。

２　この場合、受注者の従業員は受注者が発行する身分証明書を、発注者や使用者の求めですみやかに提示しなければならない。

（個人情報の取扱い等）

第２３条　受注者は、前条の立ち入りその他により知り得た発注者の業務上の秘密を漏洩してはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。これに反する行為に対しては、受注者は責任を負うものとする。

２　受注者は、本契約の業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約締結に要する費用負担）

第２４条　この契約の締結に要する経費は、受注者の負担とする。

（相殺）

第２５条　発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（管轄裁判所）

第２６条　この契約に関し、発注者と受注者の間に紛争が生じたときは、

広島地方裁判所を第一審裁判所とする。

（疑義の決定）

第２７条　この契約について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　広島市中区中町８番１８号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長　　　　影本　正之

受注者

別　記

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報保護の重要性を認識し､この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、広島市の個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者の監督）

第３　受注者は､業務に従事している者に対し､業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し､又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第４　受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外の利用及び提供の制限）

第５　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第６　受注者は､業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（適正管理）

第７　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所以外での業務の禁止等）

第８　受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第９　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第１０　受注者は､業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

（事故発生時における報告等）

第１１　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し､又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

（情報の開示の禁止）

第１２　受注者は、患者又はその家族等から患者本人の疾病等の診断に関する個人情報の問い合わせに対し、当該情報を患者又はその家族等に対し開示してはならない。